**（５）超過課税の状況④〔個人府民税均等割（森林環境税）〕**

**１　趣旨**

自然災害から府民の暮らしを守り、健全な森林を次世代へつなぐための新たな森林保全対策を緊急かつ集中的に実施するため。

**２　納税義務者**

個人府民税均等割の納税義務者（府内に住所、家屋敷等がある個人）

**３　非課税対象者**

○個人府民税均等割額が非課税となる者

・生活保護法の規定により生活扶助を受けている者

・前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫（退職所得等の分離課税に係る所得割を除く。）

・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者

**４　税額**

年額300円（個人府民税均等割額に加算）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 府民税 | 市町村民税 | 合計 |
| 個人住民税（均等割） | 1,800円 | 3,500円 | 5,300円 |
| 内訳 | ・均等割 | 1,000円 | 3,000円 | 4,000円 |
| ・東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源（～令和5年度） | 500円 | 500円 | 1,000円 |
| ・森林環境税 | 300円 | ― | 300円 |

**５　適用期間等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案議会等 | 適用期間 | 公布日 |
| 平27年9月 | 平成28年4月1日から4年間（令和2年3月31日まで） | 平27.11.2 |

**６　他府県の状況（平成31年４月１日現在）**

37府県（大阪府含む）・1市で実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税額 | 適用開始時 | 道府県名 |
| 年額300円加算 | 平成19年 4月1日から | 神奈川(※) |
| 平成28年 4月1日から | 大阪 |
| 年額400円加算 | 平成18年 4月1日から | 静岡 |
| 年額500円加算 | 平成15年 4月 1日から | 高知 |
| 平成16年 4月 1日から | 岡山 |
| 平成17年 4月 1日から | 島根・山口・熊本・鹿児島・鳥取(H17.4.1から3年間は300円) |
| 平成18年 4月 1日から | 奈良・大分・宮崎 |
| 平成19年 4月 1日から | 石川・和歌山・広島・長崎・富山 |
| 平成20年 4月 1日から | 長野・福岡・佐賀 |
| 平成21年 4月 1日から | 愛知 |
| 平成24年 4月 1日から | 山梨 |
| 年額600円加算 | 平成28年 4月1日から | 京都 |
| 年額700円加算 | 平成17年 4月 1日から | 愛媛(H17.4.1から5年間は500円) |
| 平成20年 4月 1日から | 栃木 |
| 平成26年 4月 1日から | 群馬 |
| 年額800円加算 | 平成18年 4月 1日から | 兵庫・滋賀 |
| 平成20年 4月1日から | 秋田 |
| 年額900円加算 | 平成21年 4月1日から | 横浜市 |
| 年額1000円加算 | 平成18年 4月 1日から | 福島・岩手 |
| 平成19年 4月 1日から | 山形 |
| 平成20年 4月 1日から | 茨城 |
| 平成24年 4月 1日から | 岐阜 |
| 平成26年 4月 1日から | 三重 |
| 年額1200円加算 | 平成23年 4月 1日から | 宮城 |

（※） 神奈川県は所得割（標準税率（4％）に0.025％加算）も実施

**７　超過課税による増収額**

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 増収額 |
| H28 | 約10億円 |
| H29 | 約12億円 |
| H30（決算見込） | 約12億円 |